

## がん診療連携拠点病院等の指定に係る推薦について

がん診療連携拠点病院等については、全国どこでも質の高いがん医療を提供することができるよう、がん医療の均てん化を目指し、整備が進められてきたところである。今般、国において「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」（令和4年8月1日付け健発0801第16号厚生労働省健康局長通知の別添、以下「新指針」という）が新たに定められ、指定要件の見直しが図られた。

現行のがん診療連携拠点病院等は、令和5年3月末日までの間に限り、指定を受けているものとみなすこととされているが、令和5年4月以降、指定更新を受けるためには、新指針に基づく指定要件を充足していることを確認した上で、県から国へ指定に係る推薦を行う必要がある。

### 【スケジュール】

	月日	内容
令和4年	8月1日	(国)「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」通知
	8月8日	(県)指定に関する意向調査
	9月16日	(国)がん診療連携拠点病院等の指定の推薦手続きについて通知
	9月22日	(県)現況報告書の提出依頼(10月12日まで)
	10月31日	各病院の「現況報告書」の国への提出締め切り
	11月11日	千葉県がん対策審議会 (審議会後、速やかに県の「指定推薦書」を国へ提出する。)
令和5年	1月頃	(国)がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会
	4月1日～	指定期間開始(指定期間:4年間又は1年間*) ※ 指定に関する検討会までに指定要件を満たしていないことが確認された場合、指定期間1年間の「特例型」として指定される。